

保険薬局部会ニュース

令和4年9月5日
広島県薬剤師会保険薬局部会

オンライン資格確認顔認証付きカードリーダー申込みについて

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
本件につきましては、昨年1月よりお知らせしておりますが、本年8月28日時点で未だお申し込みされておられない県内の保険薬局が283軒あります。

令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針2022）」によると、保険医療機関・薬局に原則として、令和5年4月からオンライン資格確認の導入が義務付けられます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html

オンライン資格確認の導入を義務化することに伴い、令和4年6月7日から令和4年12月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込むとともに、令和5年2月末までにシステム事業者との契約を結んだ薬局は、機器類を含め、整備費用は全額補助されることになっています。

未登録の薬局に対しては、社会保険診療報酬支払基金名で、ダイレクトメールや架電によりポータルサイトへの登録、顔認証付きカードリーダーの申し込みが促されておりますので、ダイレクトメールに従って、登録・申し込みを急いでいただきますよう、お願ひいたします。

<https://www.iryohokenjyoho-portsite.jp/>

◆オンライン資格確認を導入することで薬局においては、マイナンバーカードを利用した資格確認の他、処方箋に記載してある保険者番号・被保険者記号番号を利用して住所や保険資格が確認でき、資格喪失後の調剤による過誤請求の削減が図られます。

薬剤情報や特定健診等情報の閲覧の他、生活保護医療扶助の調剤券請求や電子処方箋にもこのシステムが利用される予定です。